

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
高松市	一宮地区	令和3年6月11日	令和5年6月1日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	214.8 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	153.2 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	80.8 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	30.3 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	3.0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	5.8 ha
(備考)	

2 対象地区の課題

今後中心経営体が引き受けざる意向のある耕作面積よりも、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が多く、新たな農地の受け手の確保が必要。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

三名町 中心経営体である認定農業者や認定新規就農者5経営体が担うほか、認定農業者や認定新規農業者の受け入れにより対応していく。
鹿角町 中心経営体である認定農業者3経営体が担うほか、認定農業者や認定新規就農者の受け入れにより対応していく。
成合町 中心経営体である認定農業者4経営体が担うほか、認定農業者や認定新規就農者の受け入れにより対応していく。
一宮町 中心経営体である認定農業者5経営体が担うほか、認定農業者や認定新規就農者の受け入れにより対応していく。
寺井町 中心経営体である認定農業者3経営体が担うほか、認定農業者や認定新規就農者の受け入れにより対応していく。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	10人		35.50 ha		41.30 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用方針 農業をリタイアする人は、農地中間管理機構へ貸し付けていく。 農地中間管理機構を活用して、中心経営体や新たな受け手への農地の集積・集約化を図る。
